

栃木県企業局経営評価委員会設置要綱

(目 的)

第1条 企業局の中長期的な経営計画（以下「経営計画」という。）の推進と事業経営のより一層の透明性向上を図るため、栃木県企業局経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経営計画の達成度等の評価に関すること
- (2) 新たな経営計画の策定等、企業局の事業運営に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、専門的な知識のある学識経験者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、企業局経営企画課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。